

香川労働局発表
令和4年1月31日

担当
香川労働局労働基準部
健康安全課長 松尾 武司
地方産業安全専門官 一柳 昌仁
電話(087)811-8920(直通)
夜間(087)811-8926(呼出)
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

令和3年の労働災害による死亡者数（速報値）等について

香川労働局（局長 ^{まつせ たかひろ}松瀬 貴裕）は、香川県下の労働災害による死亡者数（令和3年12月末日速報値）を取りまとめましたので公表します。

【令和3年死亡労働災害発生状況の概要（労働者死傷病報告による）】

令和3年の労働災害による死亡者数は10人で、令和2年の12人に比べて2人の減少となった。

- 業種別では、「製造業」、「建設業」及び「運輸交通業」がそれぞれ3人、「漁業」が1人となっている。
- 事故の型別では、「墜落・転落」が3人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」がそれぞれ2人、「飛来・落下」、「おぼれ」及び「高温・低温の物との接触」がそれぞれ1人となっている。
- 起因物別では、「トラック」が3人、「掘削用機械」、「混合機、粉碎機」、「その他の一般動力機械」、「その他の乗物」、「屋根」、「高温・低温環境」及び「地山・岩石」がそれぞれ1人となっている。
- 年齢別では、「40歳代」が4人、「50歳代」が3人、「60歳代」が2人、「30歳代」が1人となっている。
- 事業場の規模別では、労働者数が「1人～9人」及び「10人～29人」の事業場でそれぞれ4人、「30人～49人」及び「300人以上」の事業場でそれぞれ1人となっている。

注）「速報値」とは、労働災害発生件数が確定するまでの値である。労働災害の発生件数は、事業場から提出される「労働者死傷病報告（休業見込日数4日以上）」により集計しており、令和3年の労働災害発生件数は令和4年4月7日に確定する予定である。

【死亡労働災害撲滅に向けた取組】

- 機械の清掃等作業における「はさまれ・巻き込まれ」による死亡労働災害が、令和2年10月、令和3年2月及び4月に発生したことから、令和3年6月、過去10年間に労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）違反等が認められた283事業場に対し、同種災害防止のリーフレット（資料4）を送付し、自主点検を実施した。
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の取組の一環として、梅雨明けとなる7月26日から7月30日までの1週間を「香川熱中症周知ウィーク」と位置づけ、7月29日、建設現場に対し、

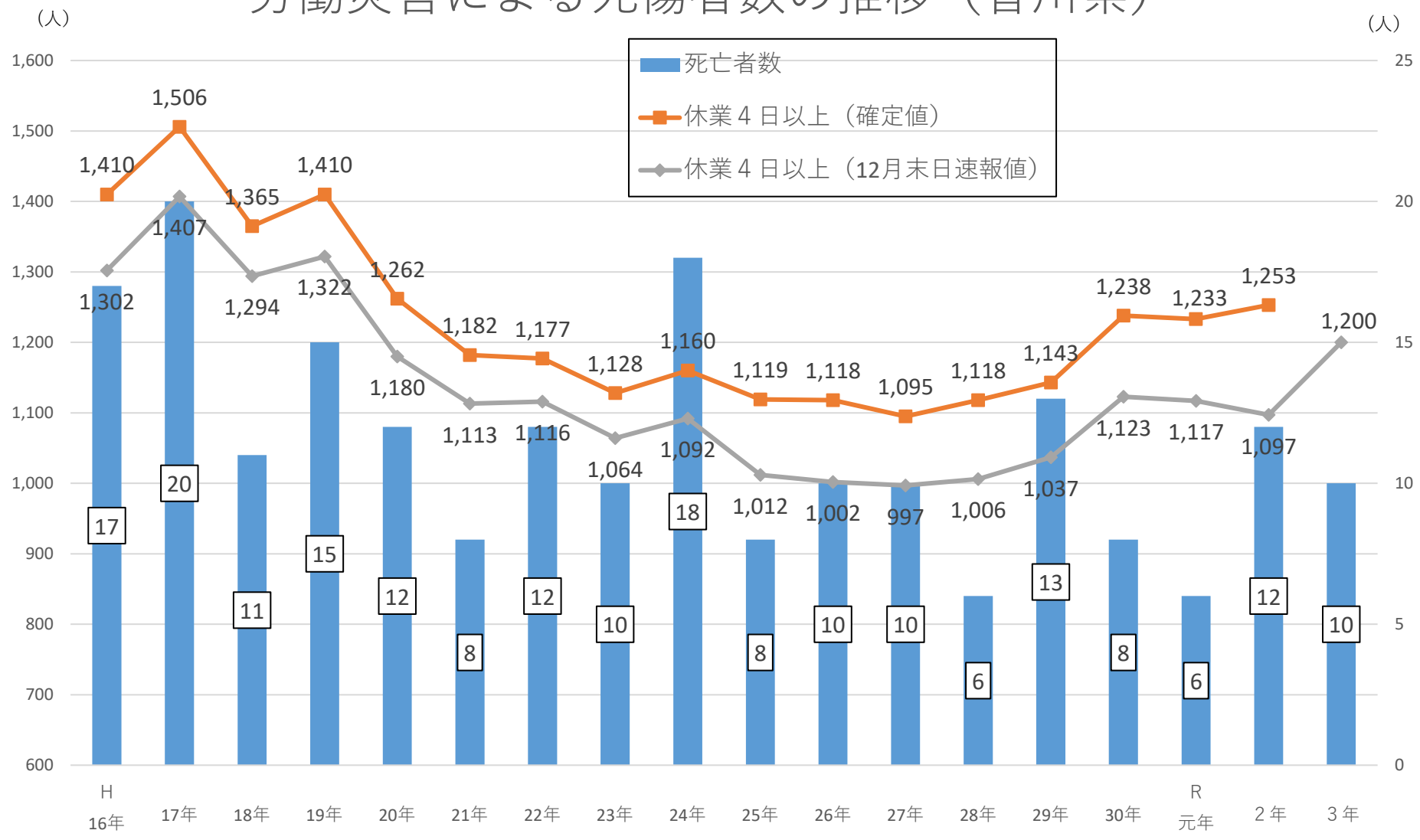
香川労働局と高松労働基準監督署による合同熱中症防止周知パトロールを実施した。

- 3 令和3年6月、トラックの荷台からドラグ・ショベルを降ろす作業において、道板などを使わず、地面に突いたバケットを支点に荷台から直接降りようとして、機体ごと転落し、アームの下敷きになる死亡労働災害が発生した。同様の方法がインターネット上の動画サイトに多数上がっていることから、リーフレット（資料5）を作成し、令和3年9月、労働災害防止団体、業界団体等に同種災害防止に向けた周知を行った。
- 4 年末年始は多忙な時期であり、労働災害発生要因の増大が懸念されることから、令和3年12月2日、「年末年始ゼロ災香川推進運動」の取組の一環として、県内非鉄金属製造会社に対し、香川労働局と高松労働基準監督署による合同安全パトロールを実施した。

<添付資料>

- 1 労働災害による死傷者数の推移（香川県）
- 2 令和3年死亡労働災害一覧表（速報）
- 3 令和3年死亡労働災害発生状況（速報値）
- 4 機械による はさまれ・巻き込まれの 労働災害が多発しています（リーフレット）
- 5 ドラグ・ショベルを降ろす作業中、機械ごと転落し、挟まれて死亡（リーフレット）

労働災害による死傷者数の推移（香川県）



※ 令和3年の死亡者数は、令和3年12月末日速報値で、令和4年4月7日に確定する。

令和3年 死亡労働災害一覧表(速報)

香 川 労 働 局
令 和 3 年 12 月 31 日 現 在

番号	死亡者数累計	業種	発生日	発生日時間帯	事故の型 年 齢	発 生 状 況
1	1	その他の製造業	2月	17時台	はさまれ、巻き込まれ 40歳代	工場において、衣類等を乾燥機に運ぶコンベヤーと鉄骨の間に挟まれた被災者が発見されたもの。
2	2	化学工業	4月	23時台	はさまれ、巻き込まれ 60歳代	被災者は、工場内にある破砕機の清掃を行うため、破砕機投入口であるコンベヤー側開口部より機械内に入り、稼働していた破砕機の羽根に巻き込まれたもの。
3	3	土木工事業	6月	7時台	墜落、転落 40歳代	トラック荷台にあるドラグ・ショベルを被災者が運転して地上に降ろす作業中、ドラグ・ショベルが転落し、アームの下敷きになったもの。
4	4	土木工事業	6月	9時台	飛来、落下 40歳代	被災者は地面に掘った深さ2.1メートルの掘削構内で作業中、掘削面から落下したコンクリート殻に当たったもの。
5	5	一般貨物自動車運送業	6月	19時台	墜落、転落 50歳代	被災者は配送先から会社に向かっていたところ、トラック荷台のシートがはがれたため、路肩にトラックを停車し荷台上でシートを固定していたところ、風にあおられて荷台から転落したもの。
6	6	漁業	7月	11時台	おぼれ 50歳代	漁の網入れのためもやい(船をつなぎ止める綱)でつながれた2隻の漁船が並走していた。被災者は、進行方向に向かって左側の漁船に乗って、もやいを外すため移動中、2隻の船の間から海中に墜落し溺れたもの。
7	7	造船業	8月	10時台	高温・低温の物との接触 60歳代	被災者は、定盤にある船体ブロックトップ上で、玉掛用ピースをガス溶断する作業に朝から従事していた。午前10時からの30分の休憩が終わり、作業現場に戻ってきたところ、同僚に体調不良を訴えて、腰を下ろして座っていたが、そのまま倒れこみ嘔吐したもの。
8	8	一般貨物自動車運送業	8月	18時台	交通事故 50歳代	被災者はトラックを運転し、高速道路を荷積先へ向かっていた。途中、車線変更を行ったところ、タイヤがスリップして中央分離帯へ衝突し、衝突のはずみでトラックは横転し、横転の勢いで被災者が車外に投げ出されたところに、横転したトラックが滑りながら被災者に接触したもの。
9	9	建築工事業	8月	14時台	墜落、転落 40歳代	被災者は工場屋根点検のため、スレート屋根に上り点検作業を行っていたところ、被災者の足元のスレートが割れ、高さ約9.8mから地上まで墜落したもの。
10	10	一般貨物自動車運送業	11月	22時台	交通事故 30歳代	被災者は、高速道路をトラックで荷を運んでいた。本件災害の前に別のトラックとの接触事故が発生し、路肩にトラックを止め車外に出ていたところ、後ろから走行してきたトラックが停車していたトラックに追突し、被災者はトラックとガードロープに挟まれたもの。

令和3年 死亡労働災害発生状況(速報値)

表1 令和3年 業種別、事故の型別死者数

事故の型 業種	墜落、 転落	転 倒	激 突 さ れ	飛 来 、 落 下	崩 壊 、 倒 壊	巻 き 込 ま れ 、 お ぼ れ	お ぼ れ	物 高 温・ 低 温 の 接 触	交 通 事 故	合 計
製 造 業						2		1		3
鉱 業										0
建 設 業	2			1						3
運 輸 交 通 業	1								2	3
漁 業							1			1
商 業										0
接 客 娯 楽 業										0
その他の事業										0
合 計	3	0	0	1	0	2	1	1	2	10

図1 平成24年～令和3年 死亡者数の推移

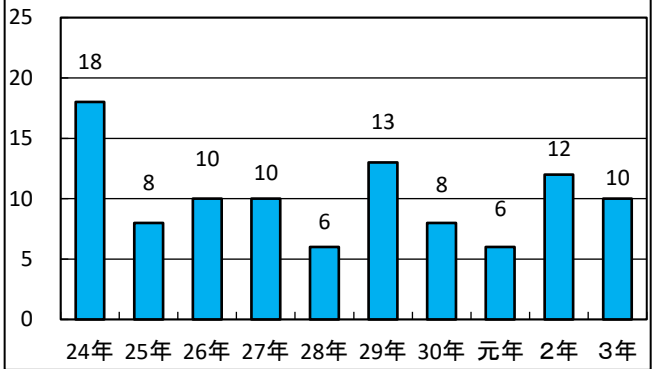


図2 業種別発生状況

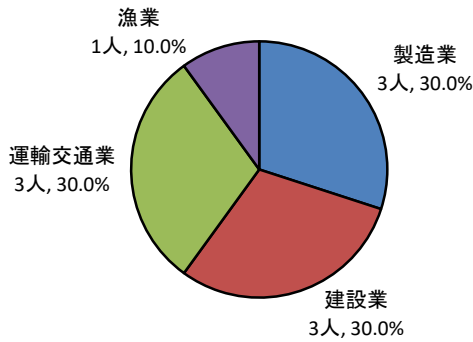


図3 事故の型別発生状況

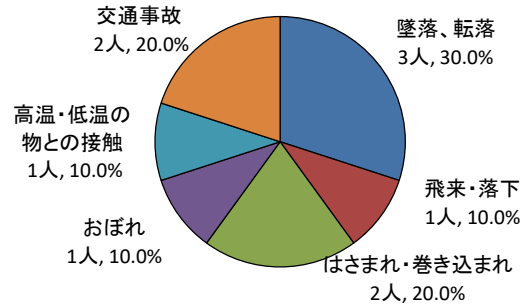


図4 起因物別発生状況

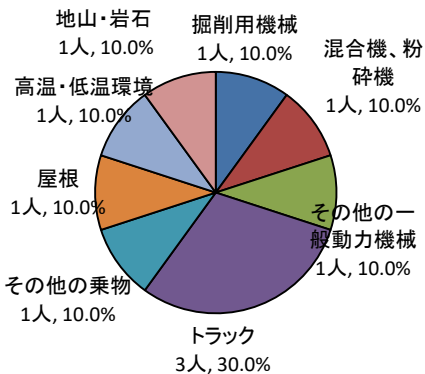


図5 年齢別発生状況

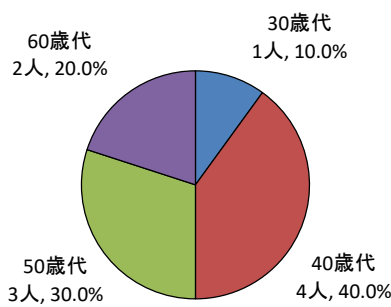


図6 事業場規模別発生状況

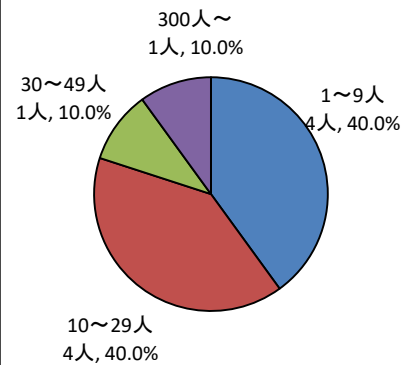
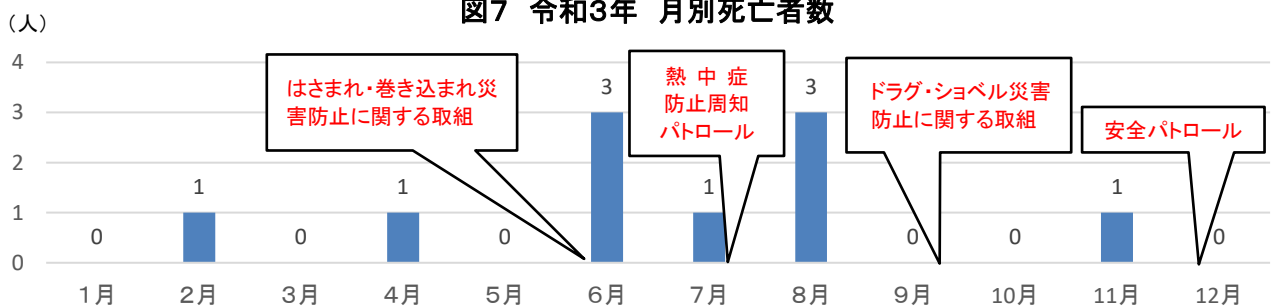


図7 令和3年 月別死亡者数



機械による

はさまれ・巻き込まれの

労働災害が多発しています

令和3年の香川労働局管内の事業場で機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害で死亡又は休業4日以上労働災害の件数
(令和3年5月末現在)

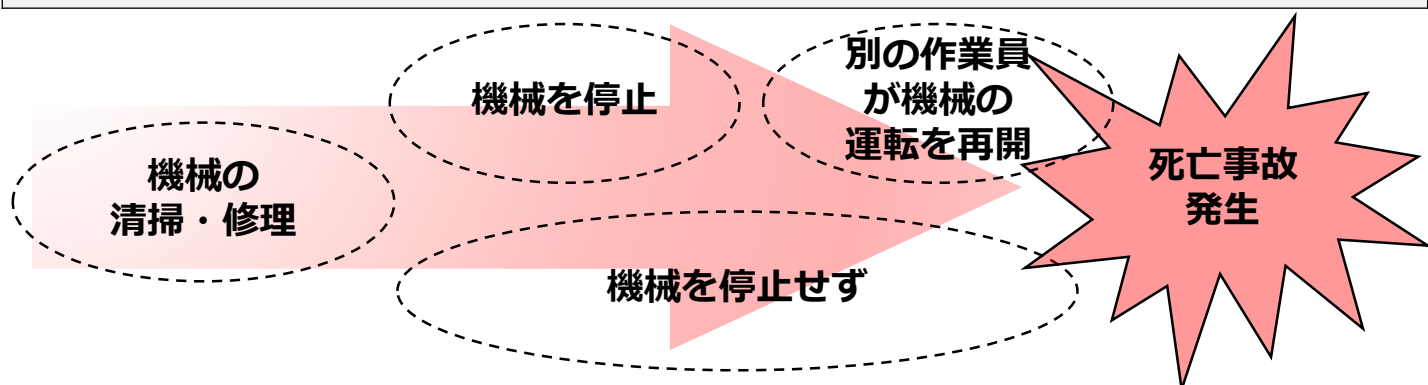
61件

前年同期比

3件増

はさまれ・巻き込まれによる死亡労働災害（香川労働局）

発生年月	災害の発生状況
令和2年 10月	被災者は、混合機内部でスクリーンの掃除をしていたところ、別の作業員が混合機のスクリーンを回転させ、被災者がスクリーンに巻き込まれたもの
令和3年 2月	工場において、衣類等を乾燥機に運ぶコンベヤーと鉄骨の間に挟まれた被災者が発見されたもの
令和3年 4月	被災者は、工場内にある破砕機の清掃を行うため、破砕機投入口であるコンベヤー側開口部より機械内に入り、稼働していた破砕機の羽根に巻き込まれたもの



はさまれ・巻き込まれ災害の注意点

- 機械の動き・回転が遅いから大丈夫だと思いませんか？
- その機械は、本当に止まっていますか？
- 作業中に第三者が機械の電源を入れることはありませんか？

「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための 自主点検結果報告書

香川労働局 健康安全課あて
FAX : 087-811-8933

報告期限 : 令和3年7月2日

事業場名称	
代表者職氏名	
点検者職氏名	
連絡先	TEL :

以下の「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための自主点検を行い、不十分なものについては改善をお願いいたします。

1	機械の非定常作業（掃除・給油・検査・修理・調整等）を行う場合、機械の運転を停止していますか。	はい	いいえ
2	機械の運転の停止状況を複数人で確認するなど機械の運転が確実に停止したことを確認してから、非定常作業を行っていますか。	はい	いいえ
3	機械の運転を停止したときには、機械の起動装置に錠を掛けたり、作業中であることを表す表示板を取り付けるなど、作業中の労働者以外の第三者が不用意に機械の運転を再開することを防止していますか。	はい	いいえ
4	機械の運転中に非定常作業（掃除・給油・検査・修理・調整等）を行わなければならない場合、危険な箇所にカバーを設ける、十分な長さの用具を使用するなどの対策を取っていますか。	はい	いいえ
5	機械の運転を再開する場合には、作業中の労働者がいないことを複数人で確認したり、運転を開始することの合図を行っていますか。	はい	いいえ
6	機械の稼働部、開閉するカバーにはインターロック（リミットスイッチ）を設けていますか。	はい	いいえ
7	作業中だけではなく、通行の際、転倒する等により接触し、巻き込まれたり、引き込まれる可能性のある箇所はありませんか。	はい	いいえ
8	機械の運転の停止、再開等について具体的な手順を定めた作業標準書を作成していますか。	はい	いいえ
9	作成した作業標準どおりに作業が行われているか確認していますか。	はい	いいえ
10	新入社員、新しく配置した労働者に対し、作業標準に基づき安全教育を実施していますか。	はい	いいえ

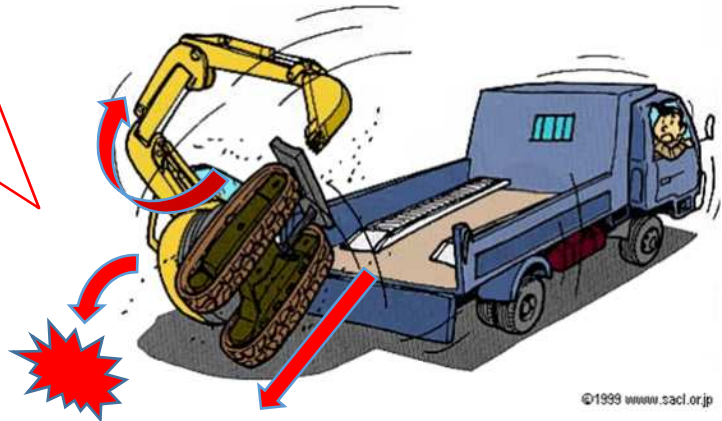
その作業方法、ちょっと待った!! 非常に危険です!! ドラグ・ショベルを降ろす作業中、 機械ごと転落し、挟まれて死亡

高松労働基準監督署 令和3年6月 死亡災害

貨物自動車の荷台に積載していた掘削用機械（ドラグ・ショベル）を降ろすため、バケットを地面に突いて支えにし、履帯（クローラ）先端を着地させた後、バケットを浮かせて旋回をしていたところ、バランスを崩し機械が転倒し、操作者が運転席から投げ出され、その下敷きになった。

荷台から斜めに降り、「地面に履帯先端を付けて機体が斜めになった状態」から、旋回すると、重心変化や遠心力で転倒する危険性が非常に高くなる。

特にダンプ車は荷台が高く、機体が大きく斜めになる。



©1999 www.sacl.or.jp

(公社)建設荷役車両安全技術協会 災害事例イラストより

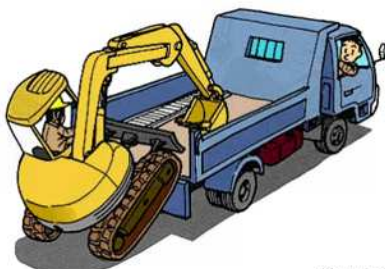
! 危険

- ・斜めになった状態の不安定な姿勢のドラグ・ショベルを旋回すること
- ・シートベルトを使用していないこと（備え付けられていない）
- ・道板や盛土等の斜路を使用していないこと（作業計画が作られていない）

対策は裏面へ

Q：現場でも動画でも見る方法なので、大丈夫なのは？

A：推奨される技能ではありません。原則禁止として下さい。



(公社)建設荷役車両安全技術協会
災害事例イラストより



動画サイトでも見かける、このような積卸し方法は大変危険です！ドラグ・ショベルのみで積込む方法が技術のように説明され、プロのテクニックと思われるかもしれませんが、高リスクで曲芸に近いものです。リスクの少ない方法を選択するのがプロです。

ポイント

道板や斜路、積載車など様々な方法があり、それぞれ危険性があります。しかし、安易に危険度の高い方法を選択すべきではありません。



建設機械を移送する時、守るべきこと

— その積み方は技能ではなく、無謀ではありませんか？ —

Q：重機の移送方法に法律上の決め事があるんですか？

A：法令上は、下記のように規定されています。

法 車両系建設機械の移送 労働安全衛生規則第161条

1 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

【解釈例規】（昭和47年9月18日 基発第601号の1）

- 1 （略）
- 2 「十分な」とは、積卸しを行う車両系建設機械の重量及び大きさに応じて決定されるべきものであること。
また、「適当なこう配」とは、当該機械の登坂能力等の性能を勘案し、安全な範囲のこう配をいうものであること。
- 3 第3号の盛土の強度については、盛土にくい丸太打ちを施し、かつ、十分につき固めるなどの措置を講ずることにより確保されるものであること。



注意

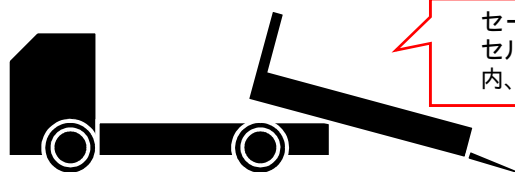
道板（十分な長さ、幅、強度を有するもの）は、荷台の道板掛けに確実に取り付ける。盛土は十分に締固めるなど、細部の確認は抜かりなく！

Q：法令上の作業方法しか認められないのでしょうか？

A：現場に合わせ、危険度の少ない方法を選択して下さい。

より安全に作業を行うため、ローダー等の専用の積載車 などを使用することも効果的と考えられます。当然、積載車にも使用時の危険性がありますので、メーカー規定の作業方法や使用基準を守ってください。

道板や盛土でも固定や強度が不十分など、転倒災害に繋がる可能性があります。現場の状況等を踏まえ、最適でより安全な方法を採用しましょう！



セーフティローダーやローダーダンプ、セルフローダーなどと呼ばれるものの内、建設機械の移送に対応した積載車



ポイント

移送方法の決定にあたって、移送を行う事業者だけでなく、現場に合わせた積卸し作業を行う場所や費用の確保など、発注者と元請等による配慮や準備、指導が必要です！